

ひなんこうどう

# 避難行動ガイド①

## 避難とは・・

避難は、災害から命を守るために行動であり、避難行動には次のような方法があります。

1 指定緊急避難場所・指定避難所への移動	2 警戒区域等内の自宅などから移動し、安全な場所への避難(公園、親戚や友人の家など)	3 近隣の強固で高い建物などへの移動	4 建物内の安全な場所での待避 (家屋内への垂直避難) <small>やむを得ず、家屋内に留まった場合、安全を確保する避難行動として、洪水対策では建物の2階以上高いところへ、土砂災害対策では、斜面と反対方向の高い階への移動が有効です。</small>
屋外が安全で移動できる状態のとき			屋外が危険な状態のとき

### 避難行動に関する行政発令の種類と、住民の皆さまの対応

避難勧告などは、災害の種類ごとに避難行動が必要な地域を示して発令しますが、地域やご家庭などの事情によって、「避難勧告」を待たずに避難が必要と考えられる場合は、「**自主避難**」をお願いします。

区分	「立退き避難」など住民の皆さまの行動
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"><li>・気象情報に注意を払い、立退き避難の必要について考える。</li><li>・立退き避難が必要と判断する場合は、その準備と立退き避難をする。</li><li>・要配慮者(障がい者や高齢者等で避難行動が困難な人)は、この段階で立退き避難をする。</li></ul>
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"><li>・非常時持ち出し品をもって、立退き避難をする。</li></ul>
避難指示(緊急)	<ul style="list-style-type: none"><li>・避難勧告を行なった地域のうち、立退き避難がまだの人は、立退き避難をする。</li><li>・立退き避難することが、かえって危険と判断される場合は、屋内で安全を確保する。</li></ul>
災害発生情報	<ul style="list-style-type: none"><li>・既に災害が発生している状況であり、命を守るために最善の行動をとる。</li><li>・町が災害発生を把握していない場合もあり、必ず発令されるものではないことに留意する。</li></ul>

※「**自主避難**」とは、・・避難勧告などを待たず、自主的に地区集会所、親戚や友人の家などの安全な場所へ避難することです。その際は、出来るだけ必要な食糧、飲物、日用品などを持参するようにしてください。

※「**立退き避難**」とは、・・自宅等から指定緊急避難場所やその他の安全な場所へ移動する避難行動です。

※雨が降り続いているたら、テレビ・ラジオ・スマートフォン・パソコンなどで最新の気象情報を入手しましょう。特に、河川氾濫の浸水想定区域や土砂災害警戒区域にお住まいの方は、自分で早めに判断し、「危ない」と思ったら、直ちに危険な区域から離れる行動(**自主避難**)することが命を守ることになります。



避難の際には、  
ご近所にも声をかけあい、  
地域で協力し合う避難を  
心がけましょう。



お年寄りや  
体の不自由な  
方などの  
避難に協力  
しましょう。



テレビ・ラジオ

## 大雨のとき

土砂災害警戒区域の地区に対して、町が設定している基準に達した場合に避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)、災害発生情報を発令します。また、避難準備・高齢者等避難開始が発令されずに避難勧告、避難指示(緊急)が発令される場合もあります。

※特に土砂災害警戒区域にお住まいの方は、早め早めに判断をして、「危ない」と思ったら、直ちに危険な区域から離れる自主避難をすることが命を守ることになります。



→P8 参照

## 地震のとき

大きな地震やそれに伴う余震により家屋が倒壊し、又は倒壊するおそれがあるときに避難勧告、避難指示(緊急)を発令します。

※直ちに避難所を開設するよう努めますが、災害の規模により時間がかかる場合があります。

→P9 参照



## 火災のとき

大規模な延焼拡大のおそれがあるときに避難勧告、避難指示(緊急)を発令します。

→P31 参照



## その他

その他災害が発生するおそれがあるときに避難勧告、避難指示(緊急)を発令します。

# ひなんこうどう 避難行動ガイド②

住民の皆さまが、「自らの命は自らが守る」という意識のもと、自主的な避難を行うために、新地町・国・都道府県では防災情報を5段階の警戒レベルにより提供します。日頃からいざという時に備えて、災害時の取るべき行動の確認をお願いします。

## 5段階警戒レベルについて



それぞれの警戒レベルに相当する情報を、**早めの避難行動の判断**に役立ててください。  
新地町(市町村)からの**避難勧告等の発令**に留意するとともに、避難勧告等が発令されていないとも**自ら避難の判断**をしてください。  
警戒レベル5の状況では災害が発生して避難できなくなることから、**警戒レベル3や4の段階で避難することが重要です。**

**水害・土砂災害について、市町村が出す避難情報と、国や都道府県が出す防災気象情報を、5段階<sup>※1</sup>に整理しました。**

### <避難情報等>

警戒レベル	避難行動等	避難情報等
警戒レベル 5	既に災害が発生している状況です。 <b>命を守るために最善の行動</b> をとりましょう。	<b>災害発生情報</b> <sup>※2</sup> ※2 災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令 (新地町が発令)
警戒レベル 4 <b>全員避難</b>	速やかに避難先へ避難しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内により安全な場所に避難しましょう。	<b>避難勧告</b> <sup>※3</sup> <b>避難指示(緊急)</b> ※3 地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令 (新地町が発令)
警戒レベル 3 <b>高齢者等は避難</b>	避難に時間を要する人(ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等)とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	<b>避難準備・高齢者等避難開始</b> (新地町が発令)
警戒レベル 2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの <b>避難行動を確認</b> しましょう。	<b>洪水注意報</b> <b>大雨注意報等</b> (気象庁が発表)
警戒レベル 1	災害への心構えを高めましょう。	<b>早期注意情報</b> (気象庁が発表)

### <防災気象情報>

#### [警戒レベル相当情報(例)]

**警戒レベル 5 相当情報**  
氾濫発生情報  
大雨特別警報 等

**警戒レベル 4 相当情報**  
氾濫危険情報  
土砂災害警戒情報 等

**警戒レベル 3 相当情報**  
氾濫警戒情報  
洪水警報 等

(国土交通省、気象庁、都道府県が発表)

**これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。**

※1 各種の情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。※内閣府「警戒レベルに関するチラシ」より抜粋。

### Q&A

質問1)防災気象情報は出てるけど、避難情報が出ていないときはどうすればいいの?

⇒市町村は、様々な情報をもとに、避難情報を発令する判断を行うことから、必ずしも防災気象情報と同じレベルの避難情報が、同時に発令されるわけではありません。**自らの命は自ら守る意識を持って、防災気象情報も参考にしながら、適切な避難行動をとってください。**

質問2)避難指示(緊急)は、避難勧告と同じ警戒レベル4に位置付けられたけど、考え方が変わったの?

⇒**避難指示(緊急)**は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令されるもので、**必ず発令されるものではありません。**  
避難勧告が発令され次第、**避難指示(緊急)**を待たずに速やかに避難をしてください。

質問3)洪水で「警戒レベル4相当情報」が既に出てるなかで、土砂災害で「警戒レベル3相当情報」が出たけど洪水のレベルも4から3に下がったということなの?

⇒洪水の危険性が4から3に下がったわけではありません。洪水は4のままで、土砂災害の3が追加されたので、**その地域は洪水と土砂災害、両方の災害を警戒する必要があります。**

【警戒レベル5】では既に災害が発生しています。また、必ず発令されるものではありません。

**【警戒レベル3】や【警戒レベル4】で、地域の皆さんで声をかけあって、安全・確実に避難しましょう。**